

ストップ地球温暖化!

# 住宅用新・省エネルギー 機器設置補助金

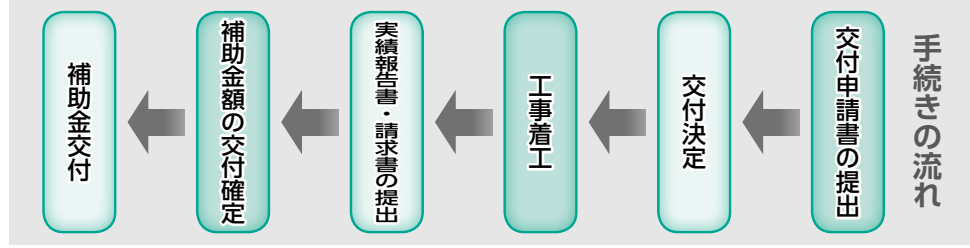
地球温暖化防止及び環境保全を目的に、クリーンで持続可能な新・省エネルギー機器の普及を促進するため、個人の住宅に設置する方を対象に補助金を交付します。  
問い合わせ／環境課環境計画担当（内線3125）

## 平成30年度 補助対象機器

※詳細は市ホームページをご覧ください

対象機器	補助金額
① 家庭用燃料電池(エネファーム)	5万円
② 太陽熱利用システム(自然循環型)	1万円
③ 太陽熱利用システム(強制循環型)	1万5千円
④ 雨水貯留槽システム(容量100ℓ以上) ※浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合を含む	設置に要した経費の4分の1(上限1万円)
⑤ HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)機器	2万円
⑥ 定置用リチウムイオン蓄電池	5万円
⑦ V2H充電設備	5万円
⑧ V2H充電設備+対応車両購入	10万円

※V2H=[Vehicle to Home]の略。電気自動車等の蓄電池に蓄えた電気を家の中で利用するシステム。環境面・経済面・災害対策面に優れ、料金の安い夜間電力による蓄電や電力需要のピークシフト(余力のある夜間に電力消費を分散させ、CO<sub>2</sub>排出量の削減に繋がる)が行える



- 補助予算額／400万円(先着順)対象/次のすべてに該当する方
- ▼交付決定通知書(受付後3週間程度で送付)を受理した後に着工する方 ※機器を設置済又は着工済の方は申請できません
  - ▼自己が所有・居住、又は居住目的で新築する住宅に設置する方
  - ▼実績報告書提出時に本市の住民基本台帳に記載のある方
  - ▼平成31年2月28日(木)までに実績報告書等を提出できる方
  - ▼市税の滞納がない方(同居の家族含む)
  - ▼設置建築物・敷地に違法行為がない方
  - ▼交付要綱を遵守できる方
  - ▼後日発送するアンケートに協力できる方
  - ▼その他/同一世帯、同一建築物に多種の機器を設置した場合、1件の申請となります(税法上2世帯建築と認める場合は別)。雨水貯留槽とHEMS機器は、他機器との併用が可能です
- 申込み/5月7日(月)以降に環境課・両支所地域グループに備えの交付申請書(市ホームページにもあります)に必要事項を記入し同所へ持参



## 補助限度額一覧

人槽	浄化槽設置費	配管工事費	撤去処分費
5人槽	362,000円	161,000円	60,000円
7人槽	444,000円		
10人槽	578,000円		

※浄化槽設置費は、転換に要した費用の2分の1が上限  
 ※配管工事費及び撤去処分費は、当該処分に要した費用に相当する額(1,000円未満切り捨て)又は上記額のいずれか少ない額が上限  
 ※必要書類や手続きの流れなどの詳細は、市ホームページをご覧ください

- 対象/次のすべてに該当する方
- ▼単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換
  - ▼合併処理浄化槽は浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽
  - ▼家庭用でかつ5人〜10人槽の合併処理浄化槽
  - ▼設置場所が公共下水道認可区域外、農業集落排水区域外
  - ▼工事着工前の申請
  - ▼市税の滞納がない方
- 【次に該当する場合は補助金の交付はできません】**
- ▼浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置した場合
  - ▼建築基準法第6条第1項に基づく確認申請を要する建築物の新築、増築又は改築に伴い合併処理浄化槽を設置の場合
  - ▼賃貸人の承諾が得られない場合(家を借りている場合)
  - ▼販売目的として、専用住宅又は既存専用住宅において合併処理浄化槽へ転換する場合

## 平成30年度

# 合併処理浄化槽設置補助金

補助予算額／978万1千円  
 受付期間/5月7日(月)〜15日(火) ※予算額を超えた場合は、5月17日(木)10時に公開抽選。予算額に達しない場合は、12月21日(金)まで随時受付(予算額に到達次第受付終了)

問い合わせ／環境課廃棄物・リサイクル担当(内線3121)